

様式第二号中

男・女	対象者との続柄	対象者との続柄
-----	---------	---------

を

「
に改める。」

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)
 第八条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。
 様式第三号中「氏名 (男・女)続柄」を「氏名 続柄」に改める。

様式第七号中

性別	男・女
----	-----

を

「
に改める。」

様式第八号中

年 月 日	性別	男・女	職業	男・女
-------	----	-----	----	-----

を

「
に改める。」

月 日 職業

「
に改める。」

様式第九号中

性別	男・女
----	-----

を

「
に改める。」

様式第十号中

年 月 日 生	性別	男 女
---------	----	-----

を

「
に改める。」

年 月 日 生

「
に改める。」

様式第二十一号中「(男・女)」を削る。

様式第二十三号、様式第二十五号、様式第二十八号及び様式第二十九号中

(男・女) 続柄

を

続柄

に改める。

様式第三十号、様式第三十一号及び様式第三十八号中

性別

男・女

を

に改める。

(秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)
 第九条 秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「第4条」を「第3条」に改め、「男」を削る。
 様式第十二号、様式第十八号、様式第二十三号、様式第二十五号の二及び様式第三十二号から様式第三十四号までの規定中 「男」を削る。
 「女」を削る。

(秋田県障害者自立訓練センター規則の一部改正)
 第十条 秋田県障害者自立訓練センター規則(平成九年秋田県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

様式第七号中

性別	男・女	生年 月 日	年 月 日	生年 月 日
----	-----	--------	-------	--------

を

「
に改める。」

年 月 日

「
に改める。」

(児童福祉法施行細則の一部改正)
第十一条 児童福祉法施行細則(昭和四十八年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

生年月日	性別	生年月日
	男・女	

同様式の備考4中「性別」及び「性別」及び「性別」を配る。
様式第十九号中「(男・女) (歳)」を「 (歳)」に改める。

様式第二十号中

性別	男・女
----	-----

に改める。

(秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部改正)
第十二条 秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十年秋田県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中

氏名	性別

に改める。

(県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部改正)
第十三条 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則(昭和三十年秋田県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「歳」を「歳」に改める。

年齢	男女
----	----

に改める。

(秋田県病院事業財務規則の一部改正)
第十四条 秋田県病院事業財務規則(昭和四十四年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

様式第十三号(裏)中

住所	氏名	性別	住所	氏名
		男・女		

に改める。

氏名

(秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例施行規則の一部改正)
第十五条 秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例施行規則(平成八年秋田県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

様式第十号中「**男**」を削る。

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第十六条 保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十年秋田県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの規定中「**・性別**」を削る。

様式第七号及び様式第八号中「**種**」を「**籍**」に改め、「**・性別**」を削る。

(秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第十七条 秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則(昭和四十七年秋田県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

氏名・性別 及び生年月日

を

氏名及び 生年月日

に「(ふりがな)」

を「ふりがな」に改め、「(男・女)」を削り、

氏名 性別及び 生年月日

を

氏名及び 生年月日

に改める。

様式第七号裏中「**男**」を削る。

(秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部改正)

第十八条 秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則(昭和五十一年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中

性別

を

--

に

改める。

(秋田県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第十九条 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成九年秋田県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第十二号及び様式第十三号中「**男・女**」を削る。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第二十条 製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年秋田県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「**種**」を「**籍**」に改め、「**男**」を削る。

(水道法施行細則の一部改正)

第二十一条 水道法施行細則(昭和三十五年秋田県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

様式第二十号中「**・性別**」を削る。

(秋田県総合食品研究所条例施行規則の一部改正)

第二十二条 秋田県総合食品研究所条例施行規則(平成七年秋田県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中

年齢	性別
----	----

を

年齢

に改める。

(秋田県森林技術センター規則の一部改正)

第二十三条 秋田県森林技術センター規則(昭和五十二年秋田県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「**男**」「**女**」「**計**」を「**人**」に改める。

(秋田県工業技術センター条例施行規則の一部改正)

第二十四条 秋田県工業技術センター条例施行規則(昭和五十七年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中

年齢	性別
----	----

を

年齢

に改める。

(秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部改正)

第二十五条 秋田県高度技術研究所条例施行規則（平成四年秋田県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中

年齢	性別	年 齢

を

に、「写真貼」を「写真」

に改める。

（秋田県産業振興プラザ条例施行規則の一部改正）
第二十六条 秋田県産業振興プラザ条例施行規則（平成十二年秋田県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中

年齢	性別	年 齢

を

に改める。

（秋田県立職業能力開発校規則の一部改正）
第二十七条 秋田県立職業能力開発校規則（昭和五十一年秋田県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「氏 名」を「氏 名」に改め、「男・女」を削る。

（職業訓練センター規則の一部改正）
第二十八条 職業訓練センター規則（昭和四十九年秋田県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中

「男 人、女 人、計 人」を「人」に改める。

（秋田県職場適応訓練委託規則の一部改正）
第二十九条 秋田県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

氏 名	性 別	氏 名

様式第一号中

男・女							

を

に改める。

様式第三号中

「男・女」を削る。

氏 名	性 別	氏 名

を

に改め、「男・女」を削る。

様式第四号中

男	女	（中高年齢者）	（心身障害者）	計

を

人 数

様式第七号中

男	女	（中高年齢者）	（心身障害者）	計

を

人 数

